

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第 23 条の 6 の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

岩手県知事 様  
岩手県指定事務所登録機関  
（一社）岩手県建築士事務所協会会長 様

平成〇〇年 〇月〇〇日

（〇級）建築士事務所 岩手県知事登録 第 〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇号  
所在地 岩手県〇〇市〇〇〇-〇〇-〇  
電話 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇番  
建築士事務所の開設者の氏名又は名称  
.....〇〇〇〇建築設計事務所.....〇〇 〇〇 印

〔記入注意〕

- ・ 建築士事務所の開設者が個人の場合は事務所名と氏名をご記載ください。
- ・ 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人名と代表者の氏名をご記載ください。